

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 令和4年 5月16日)

長 与 町 議 会

## 長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和4年 5月16日  
招集場所 長与町議会会議室

### 出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	金子恵	委員	堤理志
委員	河野龍二		

### 欠席委員

なし

### 出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

### 職務のため出席した者

議会事務局長	青田浩二	議事課長	福本美也子
係長	江口美和子		

### 説明のため出席した者

町長	吉田慎一	副町長	鈴木典秀
総務部長	日名子達也	企画財政部長	森川寛子
建設産業部長	山口新吾	住民福祉部長	栗山浩二
健康保険部長	富永正彦	総務課長	村田ゆかり

### 本日の委員会に付した案件

- (1) 令和4年第1回長与町議会臨時会について
- (2) その他

開会 9時28分

閉会 11時35分

○委員長（岩永政則委員）

それでは皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。

5月20日招集の第1回臨時会の運営につきまして、会議次第によりまして会議を進めますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。初めに議長の挨拶をお願いいたします。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。新緑で爽やかな季節になりましたけども、まだまだ朝晩は寒かったり暑かったりで、本当に私は寒がりで今日もちょっと震えてきました。それでまたコロナの関係もまん延防止措置等はありませんけども、まだまだ出ておりますので、注意していかなければならぬんじゃないかなと思っております。さて、今回は臨時議会ということで議案も幾つかありますけども、いつものように慎重に審査をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に町長のご挨拶をお願いいたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。大型連休も終わりましたけども、皆さん方におかれましては、どんな連休をお過ごしだったでしょうか。本日大変ご多忙の中、第1回臨時会に係ります議会運営委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。どうぞ今日はよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは令和4年第1回長与町議会臨時会についてを議題といたします。提出予定議案等につきまして、町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今回の臨時会では報告が2件、そして議案を7件予定しているところでございます。提案内容につきましては、所管の部長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

はじめに総務部関係につきまして、日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

おはようございます。総務部では議案第30号から議案第33号まで、議案4件でございます。議案第30号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第31号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条

例、議案第32号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じまして、議案第30号では町議会議員、議案第31号では町長および副町長、議案第32号では教育長の期末手当の支給割合を改定するものでございます。続きまして、議案第33号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当に係る改定に準じまして、町職員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして企画財政部関係につきまして、森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆さまおはようございます。それでは企画財政部所管の提出議案についてご説明を申し上げます。議案第27号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて。議案第28号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてです。これらは地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、条例改正の必要が生じたため地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。改正の主なものといたしましては、商業地等に係る土地の課税標準額の負担調整の特例措置などです。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に、住民福祉部関係につきまして、栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

おはようございます。それでは住民福祉部所管につきまして、ご説明をいたします。報告が1件でございます。報告3号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき物損事故に伴う和解を行い、損害賠償の額27万5,061円と定めることについて、令和4年4月22日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告をするものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、健康保険部関係につきまして、富永健康保険部長。

○健康保険部長（富永正彦君）

おはようございます。健康保険部では議案1件でございます。議案第29号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてでございます。地方自治法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4

年3月31日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。改正の内容につきましては、基礎課税額の課税限度額ならびに後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改正によるものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

最後に建設産業部関係につきまして、山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆さまおはようございます。建設産業部では報告1件を予定いたしております。報告4、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定に基づき物損事故に伴う和解を行い、損害賠償の額を28万6,572円と定めることにつきまして、令和4年4月20日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりまして報告するものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、続きまして、お諮りをいたします。本臨時会における議案等につきましては、本会議即決といたしたいというふうに思いますが、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本会議即決とすることに決定をいたしました。

続きまして、会期日程等につきまして説明をさせます。

青田議会事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

会期につきましては、5月20日の1日間、報告事項、議案上程、提案理由説明、議案審議、質疑、採決。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

お諮りします。会期日程につきましては、ただいま事務局長から説明がありましたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第1回臨時会の会期日程につきましては、5月20日の1日間と決定をいたしました。

その他の件について、皆さんから何かございませんか。ないようでございます。以上をもちまして、令和4年第1回長与町議会臨時会についてを終了をいたします。

執行部の方はご退席を願います。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き会議を行いたいと思いますが、本日は監査委員の選任についてを議題といたします。

この監査委員の選任につきましては、先の議会運営委員会におきまして一人一役の協議において、監査委員も一人一役に位置づけるということになりました。これを踏まえますと次期監査委員も議会選出とすることと理解されますが、改めまして協議をしてまいりたいというふうに思っております。はじめに協議の前に説明資料を配布をいたしておりますが、2、3の資料を提出をしておりますので、課長をして説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

それでは議選の監査委員の選任について、資料を説明させていただきます。1番上の全国町村の状況というところの資料をご覧ください。こちらの資料につきましては、毎年行われます町村等監査委員に関する実態調査につきましての数値を示させていただいております。対象町村といたしましては全国で760町村、調査時点につきましては、令和3年4月1日時点のものでございます。全国の町村におきまして議選監査委員を選任していない町村につきましては、10町村となっております。割合にいたしまして1.3%になっております。次の下の丸につきましては、県内の各町の議選監査委員の選任状況ということで示させていただいております。ご案内のとおり県内の8町については、全て議選監査委員の選任を行っております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

全国の県内の状況等につきまして今、福本課長から説明申し上げましたが、これ思い起こしていただくためにもと思いまして資料準備をさせましたけども、もう1枚、31年、これ元年のことですね。3月5日の全員協議会というのが1番右上にありますが、その資料をちょっと見ていただきたいと思います。この1枚紙ですね。これは記憶にあるというふうに思いますが、もう3年前の話なんですが、私どものこの任期の前の任期の方々における議運の検討事項の結果につきましての全員協議会での報告でございます。議選の監査委員の選任についてということで、一番上に次期議選監査委員の選任については、現行どおり議員から1名選出するということで決定をされましたということで報告があったわけなんです。そういうことで今この期の4年間の期の監査委員は、元年5月をもって今の監査委員の選出を従来どおり行ってきたということでございます。その経過等につきまして、いろいろこう書いておりますが、これはもう省略します。それで最後から3行目、以上、文書の一番最後ですね。次期議会運営会へ引き継ぐということで、いろいろ検討することがまだあるだろうということで文書の最後に書いてありますけども、次の議会運営委員会に引き継ぐということで報告があつて、そのとおり決定をされたということの経過でございます。従ってこれを踏まえて、今の私どもが今2年目ですね。その前が2年、この期の前ですから遅くなりましたが、前回の2年の今

この我々の任期の前の2年ですね。この段階で1番最初にそういう監査の件も予定をしておりましたけども、いろいろありますて、まだ時間もあるということで、今のこの期の2年間の皆さん方の中で監査委員の件につきまして、協議をしようということで引き継ぎを受けてきたというようなことでございます。それからもう1つは3枚綴りがありますか。長与町監査基準というのが、これ皆さん方に配布をされたものを改めてまた今配布をしております。これは法律の改正によって、監査基準を各自治体つくりなさいということになって、これを受け一番最後、令和2年4月1日から施行されてるわけですね。これが平成29年か30年ぐらいにこの監査関係につきます法律改正があって、その後、検討した結果、長与町の監査会としては、2年4月1日から施行するということで施行されて、それで我々に配布をされたものなんです。これ何で改めて配ったのかと言いますと、14条3項を見ていただきたいと思うんですが、14条は、監査等の結果に関する報告および作成および提出ということで、監査委員は財務、監査、行政監査云々ですね。これは議会および長、および関係の委員会等に報告を提出しなさいということと。監査委員は、前項の結果についての方向については云々ということが2項です。3項に監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会および長に提出するものとするということが、ここにあるわけです。前回から浦川副委員長から前々回ですね。この監査委員については報告はないでありますならば、他の人から選んでもいいんじゃないかというような話もいろいろ出ておりまして、どうなっているのかなあと思って調べた結果、ここにちゃんと浦川委員が言うような形で、例月についても報告をするように議会にもなっているわけです。従ってこの点は自ら監査委員が監査基準を定めておられるわけですから、もう既に2年から4月1日から報告があつて然るべきであったという結果になるわけなんですね。そういうことが書いてあるということを確認する意味で今日は配布をして説明を申し上げているということで、理解いただきたいというふうに思います。これを踏まえて説明は以上で終わりますので、これを踏まえましていろいろ協議をしてまいりたいというふうに思うんですが、最初にこの資料につきまして何か疑問な点なり何なり、ご指摘なり何かございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

まず、議選監査委員を選任していない町村、10町村あるということで、ここをその自治体名が分かれば教えていただければというふうに思います。いつから議選監査委員を選任していない時期も分かれば少し説明していただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

選任をしていない自治体につきましては、申し訳ありません、自治体名まではちょっと把握ができません。都道府県名だけは分かりますので、今ちょっと申し上げた

いと思います。この10町村の内訳を申し上げます。北海道が4でございます。それから岩手県が3自治体です。そして、秋田県が1、それと群馬県の郡の部で1、大阪府の郡の部で1、以上10町村でございます。申し訳ありません、時期につきましては把握ができておりません。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

改めて確認ですけど、その郡部で1、群馬と大阪、郡部でない町村があるんですか。ちょっとよくそこら辺が分からぬ。北海道、なんか長与町も西彼杵郡と郡が必ず付くということで、町村で郡が付いてないんですか。何か区かなんかになってるんですか。区もちょっとおかしいですね。どうなってるんですか。ちょっとそこが分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

こちらの調査の実態調査の結果の方から資料を作成させていただいておりまして、すみません、表記が郡となっていましたので、そのようにお答えをさせていただきましたが、区別はないようでございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に資料2。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先ほど委員長が説明した報告基準ですね。提出する、議長に議会および長に提出するとなってますので、これが私たちにはちょっと目に触れてないけども、既に提出されている状況にあるのかですね。ちょっとそこを確認させていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

こちら議長宛てに報告がまいっております。あと告示の方もされております。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは確認をしたいというふうに思いますが、現在の監査基準が令和2年4月1日から施行されて、その中に14条の中の3項に、監査委員は例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会および長に提出するものとすると。この条項があつて既に報告を

されてあるということですので、それが報告されてあるだけで議員全員が共有していないということから、議会での説明を全員協議会での説明を監査委員に求めるということの申し合わせをしたいというふうに思います、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

いいですか。それではそのように決定をします。なお、20日の臨時会のときに若干説明をして、それで実施は6月からしたいということを申し上げて、周知を図るということでおいいでしょうか。それではそのように、この件については進めていきたいと思います。

ちょうど1時間なりましたので、45分まで休憩をいたします。

(休憩 10時32分～10時44分)

#### ○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

それでは本来の監査委員の選出につきまして、これはもう1回確認をしますが、令和5年以降、5年の選出分以降についてどうしましょうかということについての協議をしていただきたいというふうに思います、先ほど元年3月5日の全員協議会のものを中身を見ていただきたいんじゃないかなと思うんですが、ここに監査委員、議選からのメリットとか、そういうものをかけながら最終的には議選で行うというのが、このときの決定事項であるわけです。そういうことも踏まえながらもうはっきり言いまして、議会選出にするのか、識見を有する者から選出をするのか。どちらにするかともうはっきり言いまして、そういうことになるんですが、何か皆さん方から意見があればお伺いしたいと思います。何でも結構です。

河野委員。

#### ○委員（河野龍二委員）

先ほど監査からの報告内容を議会でもあまり議会といいますか、議会に対して、議会議員に対して全員協議会で説明を求めていくというふうな形の方向になるだろうというふうな状況なんですけども、こういう状況をもう少し見て判断をしてもいいのかなと。で、令和元年3月5日に全協に配布された資料ですね。このとき議選でそのままいくというふうな結果の報告をしてるんですけども、後半部分に現時点では全国1,700余りの町村レベルで、条例改正は未だ2件程度だというふうになってるわけですね。それが現在では10件まで増えてきてるということと、ここで全国的な動向と費用対効果を見ながら慎重な議論を検討すべきだと、重ねるべきだというふうにしてますので、何かまだ1年間、1年間というのは1年余り、1年弱期間があるんで、少し状況を確認してから判断してもいいのかなというふうには、私はちょっと感じているところなんですが。先ほど説明があった議選監査をなくしたところの自治体の状況だとか、どういう状況でそれをなくして、どういう結果が出てるのか、そういうのも参考にして、判断を下してもいいんじゃないかなというふうには思ってます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

前回この議選監査委員の選任についてという文書が、平成31年3月5日の全員協議会で出されたということで、よくよく考えてみると、この1カ月後には、1カ月ちょっと後には改選の選挙があつてあるわけですよね。選挙が終わればその新しいメンバーで集まって、その議選はここで決まっているから1名出すわけなんですが、仮にこれ議選でなかつたら相当遅い時期なんですよ。これは。議選をしないで今議選でやるという条例があるから、何の変更もしなくてそのままできたんですけども、議選でやらないとかという話になってきますと、町の条例も改正をしないとならんし、町の方は選任も、一般の方から選任もしてこないとならないし、これは相当な期間がかかると思うんですよ。だからここの結論というのは、そんなに私は時間はないと思うんですね。少なくとも9月議会後ぐらいにはもう決定して町の方に答申をして、それを受け町が12月議会で条例改正の案を上げるとか、そういうやっぱり手続きを、もしも議選にならなかつた場合ですよ。そういうことを考えれば議選するせんにしてどっちにするにしてでも、この結論というのがやっぱりそれなりの時期に、少なくとも12月議会にもし議選でしないというような結論になったときに、条例が出せるぐらいのそういう期間を設定して決定をするべきだというふうに私はずっと感じているものですから、ちょっと急いだ方がいいのかなと。今河野委員言われたように、いろんな所の状況を参考にしながらというのはもちろんそれはやっていいと思うんですけども、時期的にはそんなに時間はないのかなというような感じはしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他の意見、他の方。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

まず結論から議選の監査委員を出すかどうかということに関しては、私は存続して選任するべきだというふうに思っています。議選の監査委員の役割というのは、数字上で見れない部分を見れるというところもあると思うんですね。議員としての目線でそういう施策の中の数字だけではなくて、住民のニーズに合っているかどうかというところの監視というか、監査ができるということと。例えば今学校の方に監査を行っていると思うんですけど、その学校経営とかそういうことではなくて、例えば備品、例えば包丁の数だったりとか、そういうものの多分調査をされていると思うんですね。その包丁の数というのは安全性に関わるということで重要なことで、こういうのをやはり議選の監査委員がいるからこそ数字では見えない安全性の方に目を向けることができるとか、いろんなメリットがあるので、ましてやその報告が普通になれるようになったら、その監査委員の報告によって委員会での質疑応答も質というものが変わってくると思うんで

すよ。だからこの議選監査委員を廃止するという所もあろうかと思いますけど、私は来期もこれまで同様、選出をすることやつていった方がいいのではないかというふうに思ってます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それぞれご意見を出していただいたんですけども、もし有識者を出していくということを考えると時間的な余裕はあまりないというようなご意見と、議選で結構だということと、あるいはもう少し時間をかけて検討して議論をしていった方がいいんじゃないかなというような、それぞれの意見を聞かしていただいたんですけども、若干まだ時間がないわけではないわけで、議論を再度してなんら問題はなかろうというふうに思いますので、その点はそういう形でもう1回、2回いろいろ議論をしていってもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。確かに浦川委員が言われるような、例えばもう先ほども言いましたように有識者からになるといろいろ準備がありますので、条例改正等も出てまいりますので、その点はもう十分念頭に置きながら、皆さんも議論をいただければいいんじゃないかなというふうに思います。他に何かご意見ございませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私が言っているのは、前回が31年5月、もう改選の選挙1カ月ぐらい前に全協からこういうふうに決定しましたというのが出されたわけですよね。だから全協にいる何人かの人たちが決めてこれを持ってきたわけですよね。だからこういう同じ文章を出すのであれば、この議運からは早めに全協に半年よりも早いぐらいに全協に出しましょうということを全協の意見はこうですよというものを出すべきじゃないのかなということを今、申し上げてるんです。そしてその上で、全協で皆さんの意見をまとめていただいて、最終的な決定をすべきじゃないのかなというのを、その方がいいんじゃないのかなということで申し上げているんですが。

○委員長（岩永政則委員）

今の浦川委員の意見はそのとおりだろうというふうに思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私前回この議論にちょっと関係したので、一方で議選を外してもいいんじゃないかなというふうな感覚もちょっと持っていたんですけども、結構な文章の量でこういう形でやっぱり議選を残した方がいいというふうに、これは納得して賛成をしたんですが、やっぱりこのときもなぜこの以上、次期議会運営委員会に引き継ぐというふうに文章を残したかってなると、やっぱり議論をもっと必要ですよと、多分これも記憶にあるのが浦川委員が大分前から言いながら、結果的にぎりぎりになって結論を出したというふうな形になってて、ちょっとこうなんでしょうね。何かちょっと何か残した形でこういう形に決まったので、次期議会運営会に引き継ぐというふうになったんだろうというふうに

思うんですよ。ですからここに載ってる以上、やっぱり何らかの議会運営委員会の判断というのは示すべきだと思うんですよね。今回、全員協議会で監査委員会の報告を求めるというふうな形ででましたけども、それが一つの議選を引き継ぐっていうふうなそういう答えにはなってくると思うんですけど、やっぱりそれも含めて残すのか。次期はやっぱり見直しもずっと検討していった方がいいというふうになるのかというの部分を協議すべきかなというふうに思いますので、言われたとおり時間はそんな、私はちょっと1年弱あるというふうに言いましたけども、やっぱりこれはまた前回と同じ轍を踏むわけですからね。だからどこかの段階までに結論を出すというふうに決めて協議をしたらどうかなというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

他に何かないですか。ありませんか。そしたら今のところ意見もないようでございますので、まだ時間は若干ございますので、次回もこの件について協議をしていきたいというふうに思います。いいでしょうか。次回も6月の議会が終了した後ぐらいでいいですか、時期は。今日はそういうことで意見を出し合って、その方向までは出せないというふうに思いますので、お互いがもう少し調べたりすることもそれぞれしていただいて、次回の会で改めて協議をしていくということにしたいというふうに思います。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この議選で選任をするかしないか。こここの部分を議運で新たにやっぱり決めるべきなんですか。私は全協でいきなり決めるべきじゃないのかなというふうな感じがしてるんですけども、前回は議運で何人かで決められて、いきなり3月選挙1カ月ぐらい前に報告されたという事実があるんですけども、どうも鼻から全員でこういう法改正があって、議論が残されたまま議選のままになってるんですけど、どうしましょうかぐらいで、そこでみんな寄ってる所で私はもう決定をすればそれで決まるわけですから、決めてやっぱりもう皆さん悔いがないように、自分の思うとおりいかなかつた人でも皆さんで決められれば文句は言わないでしょうから、そういうふうにして決めるべきじゃないのかなあと。議運で何か決めないといけないという何かあるのかなあと思つたりもして、そういう気持ちもしているんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

何か組織的な面にそのことから言えば、議会運営については議運の審査事項に入っていますので、それをもって議長が諮問をしてあるわけですよ。前からの引き継ぎもこうして次回の議会運営委員会に継続を引き継ぐということもありまして、だから議会運営に関わるもので、それはもう議会運営委員会のやらないかない責任があるわけです。だから全協でしたらどうかというそういう議論というのは当てはまらないというふうに思います。従つて、議会運営に関することという条項もありますので、それをもつてもう1回言いますが、議長が諮問して口頭諮問で、それでこの会になっているわけです

で、なんかそれをしないで全協にということにはならないというふうに思います。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

だから申し上げてる議選でやるのか、やらないのかがどういうふうに議会運営に係るのかというのがまず1点分からないということと、議長がどういうふうにこの議選で出すか、出さないかの議論をしてくださいっていうのを議運に出しておられるのかですね。諮問をされてるのか。そこは間違いなく出てるのかということと。この議選でやるやらないを、選任するしないが、どういうふうに議会運営に係るのかというのがちょっとよく分からんんですが、それを具体的にこういうことで、議会運営に係るんだということを示していただければ、非常に分かるのかなと感じはしているんですが。

○委員長（岩永政則委員）

要するに今もうこれ初期的なものなんですね。今現在条例で長与町の監査委員は、有識者が1人と議会から1人出すということで、2名が条例にうたってあるわけですね。従ってこの条例を受けて、議会としては選出をしてやらないかんわけですね。具申をして、議会としては、こういうことに決めましたよ。この人はこういう人ですということを決めて、それで議長をもって議長から向こうの方に提出をするということで、それでもって任命をしていくということなんですよね。それではそこで議選で議会でどうするのかという議論をする場合に、もう今回はこういう理由で議選はやめましたと、こういうことで有識者から決めましたということで、議会としては手を引きますということに行くのか、その辺りを決めないかんわけですよね。従って、議会としては現在議選になっておりますので、それを今後、黙っていたらもう議選でいくわけですから、それをもって今度の法改正があって、議会選出は義務化されていたんですが、それが任意的になって他の人を任命することができるという任選になったということを踏まえて、今回はなおさら議長としては、議会運営委員会で検討してくださいねということを持って、この議会運営委員会で審議をしているということで、それで議会運営のこの手引きのその中に議会運営会の役割がありますように、その中に20数項目あります。議会運営の一端を担うこの議会としての判断をしないといけないわけですから、それを議運で検討してくださいと、どうするかですね。そういうことで口頭で諮問があったということをもって今審議をしているわけですので、議長が例えば議選にしてくださいということでは何もないわけですね。あるいは有識者にしてくださいと、したいと思うけどもどうでしょうかと、検討してくださいなんてそれはもう全く白紙で、そういうことで受けているということで、それを検討してそれで全協に報告して、それで何か意見があればどうしてもここで決めたことに問題があれば持ち帰って、もう1回してそれがどう決まったかは、それでもって議会としての決定事項になるということで、ちゃんとそういう申し合わせの取り扱いの関係がありますので、だからそういう形で検討お願いをしているわけですので、そういうことで理解をいただければと思うんです。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

その監査委員の例月分の報告ていうのは書いてあるので、していただくのは置いといて、この議選をどうするかということに関して、私たち実際の議選で出ている例えはうちでは安藤議員の現在の実情というのは全然分からぬし、今度例月の報告書を皆さんに見せてちょっとした説明をっていうのが、実際に本当見たことがないので、もしかしたら形式的なものだけで中身的にきちんと分かるようなものなのかとか、そういう確認も実際に本当に今考えたらできてないなっていうので、その監査委員の実情を知るということで、次の議運か何かに参考人で安藤議員を呼んで、報告書の内容的なものの流れというか中身の説明とか、事前にちょっと聞いて、それからまた議論を進めるっていうのは、いかがですか。やっぱり実情もよく分からぬので、現在どういうふうな感じっていうのが、ご本人ももしかしたらその議選は自分が携わっているからここは必要とか、こうだからもうもしかしたら要らないかもしない。いろんな考え方も実際にあるかと思うので、その参考人として議運で呼んで実情を聞くっていうのは駄目なんですか。もう何かパソコン、インターネットとかなんとか、こういう文書の上でのことを議論しているので、実情をちょっと知りたいなっていうのがあって。それからの判断も必要かなってちょっといろいろ思ったんですけど、いかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員の意見が今ありましたけども、皆さん方どう思われますか。ご意見ありませんか。今の金子委員の発言に対して何かございませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

監査委員の選出については再度、今後協議をしていくということにしたいというふうに思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それではそのようにさせていただきます。

次の会議は6月の議会の終了後にしたいというふうに調整をしたいというふうに思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をさせていただきます。

それでは本日の議会運営委員会の日程は全日程を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

（閉会 11時35分）